

### 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内3事業体から、FW1年目研修に5名(うち1名は途中離脱)、FW2年目研修に

4名、FW3年目研修に2名、さらに11月からはトライアル雇用研修に1名が研修中である。当センターは集合研修業務、監督・検査業務を担当している。なお、今年度から指導員は研修場所に配置し研修生に指導を行うことに変更された。



### 林業就業支援講習

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として、全国森林組合連合会(全国林業労働力確保支援センター)が各都道府県で実施するもので、林業への就業を希望する原則45歳未満の方を対象に、基本知識、林業体験、職場見学を行うとともに、個別の就職・生活相談を実施することで、林業に就業するために必要な知識や資格を身につけ、林業への円滑な就業を支援するための講習である。

香川県林業労働力確保支援センターでは、平成29年9月4日(月)から9月22日(金)(土日を除く14日間)の日程で平成29年度第2期林業就業支援講習を開催した。今回の講習では、県内外12名の方に支援講習修了証と刈払機取扱作業者安全衛生教育、伐木等(大径木)特別教育と小型車両系建設機械の修了証が交付され、講習終了後、県内の林業事業体で面接を受け就業した方もいた。また、同講習は平成30年度にも開催する予定である。



## 香川県農林漁業就業支援コーナー

ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6 TEL.0875-25-4521

[http://hello-j.jp/hellowork/hw\\_252.html](http://hello-j.jp/hellowork/hw_252.html)



## 林業就業支援事業運営会議

平成29年9月1日（金）博多 リファレンスはかた近代ビルにおいて、午前中は平成29年度「事業研修会（支援講習研修会）」西ブロックに参加し、平成29年度林業就業支援講習（第1期）の実施状況等について、各都道府県の担当者から報告並びに意見交換を行った。午後からは平成29年度「事業研修会（雇用管理改善）」西ブロックに参加して、各都道府県のアドバイザーから事例発表や今後の検討課題等について意見交換を行った。両会議とも全国森林組合連合会大屋担い手・雇用対策部長が今後の事業運営の協力依頼等挨拶を行った。



## 平成29年度四国ブロック林業 労働力確保支援センター会議開催

平成29年11月20日（月）・21（火）にかけて、香川県環境森林部みどり整備課岩田和子副課長、総務・指導グループ和田弘美副主任幹ご臨席のもと、四国では初の開催となる「四国ブロック林業労働力確保支援センター会議」を本県で開催した。1日目は坂出市番の州で開催中の森林・林業・環境機械展示実演会及び前日に第41回全国育樹祭が開催された満濃池森林公園を視察し、2日目は高松市内で各県の林業労働力確保支援センターの取り組みや活動状況についての発表を行い、全国支援センター協議会の大屋雅彦常任理事から情報提供をいただいた後、意見交換を行った。各林業労働力確保支援センターの取り組み状況や活動の状況には大きな違いがあることがわかり、大変有意義な会議となった。



なお、当会議は毎年持ち回りで開催され、次回は徳島県で開催されることが決定した。

# 必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● **地域別最低賃金** 香川県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	<b>766円</b>	平成29年10月1日

● **特定最低賃金** 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	<b>767円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成29年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	<b>890円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	<b>903円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年12月15日
電子部品・デバイス・ 電子回路・電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	<b>841円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成29年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についての  
ご相談・お問い合わせ先

●香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

●労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196

観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137